

年次有給休暇について

外国人技能実習制度においても、労働基準法の適用を受け、遵守しなければなりません。

I：年休の付与日数

労働基準法で定める年次有給休暇の付与日数

勤続年数	年休付与日数	勤続年数	年休付与日数
6ヶ月	10日	2年6ヶ月	12日
1年6ヶ月	11日	3年6ヶ月以降	この制度では発生しない

II：年休の付与方法

技能実習生に対する年休の付与については、次のような点に注意してください。

- ① 年休権が発生した場合は、原則として時季を自由に指定することができる。
- ② 休暇の利用方法は使用者に何に使うかを告げる必要はないが、休日等を利用したアルバイト等は資格外活動の為に、認められない。
- ③ 外国人技能実習生の場合、3年の間1度も家族に会えないことは障害も多いと考えられるため年休や休業日を利用して一時帰国することが推奨されます。なお、

再入国の許可を受けずに日本から出国すると、在留期間内であっても再入国が出来ない為、必ず地方入国管理局で「再入国」の許可を受けて出国することが必要となります。

④ 技能実習生が帰国間際に年休の未消化分をすべて消化したいと申し出てトラブルになるケースがありますが、原則として労働者の請求する時季に与えなければならないので、退職間際だからといって使用者は拒否することはできません。ただし、「事業の正常な運営を妨げると認められる場合」には、使用者は他の時季に与えることができます。しかし、帰国が決まっている技能実習生に対しては、そもそも年休を与えるべき「他の時季」が無いため、結局、年休の請求を拒むのは難しいのが現実です。退職間際にまとまった年休を請求されることのないよう、日頃から技能実習生が年休を取得しやすい職場環境を作りましょう。

技能試験について

技能試験は、実習生が入国してから約9ヶ月後に実施されます。企業様には日程等の調整をお願い致します。(協会・組合・受入れ企業間で決定します。)

技能検定は、都道府県知事及び都道府県職業能力開発協会が実施しています。試験日が決定しましたら、当組合が打ち合わせに伺います。検定は、検定職種ごとに実技試験及び学科試験により実施され、この試験に合格しないと、残りの2年間は日本で実習することができなくなりますので、各企業様にも、実技試験の教育をお願いしております。学科試験については、当組合で事前に資料を渡し、実習生に宿舎での学習を呼び掛けています。合格基準は、100点を満点として、原則として、実技試験及び学科試験ともに60点以上です。各企業様にはお手数をお掛けすることもあるかとは思いますが、技能試験で不合格になり、帰国する実習生が出ないように、今後とも調整及び教育をお願い致します。

実習生帰国情報

1/20に実習生2名が3年間の実習を終え、帰国しました。中国へ戻っても、培った技術を生かして頑張ってください。



今回は飛行機での帰国です。福岡空港で記念写真です。

組合からのお知らせ

受入企業の皆様へ

日々実習制度のご理解とご協力をいただきありがとうございます。昨年は、東日本大震災や、タイの洪水の影響でかなり厳しい1年だったと思います。2012年も早1ヶ月が過ぎましたが、今年も受け入れ企業、組合、送り出し機関の3社で連携して取り組んでいきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願い致します。

事務局 後藤